

輸入鴉片に対する「税厘併徴」へ向けた 香港交渉について

目黒克彦
Katsuhiko MEGURO

社会科教育講座

一 はじめに

1875年2月(光緒1.1)のマーガリー事件に端を發し、その收拾のために締結された「烟台条約」は、輸入鴉片に対する関税と厘金を海関において同時に徴収する「税厘併徴」の実施を規定した⁽¹⁾。その徴収する厘金の額は、輸入港所在の省の事情により定めるとされた。しかしインド政庁や鴉片商人の強硬な反対のために、イギリス政府はその批准を拒否した。批准の障碍となっている厘金の全国一律の額の設定を巡って曲折した交渉が重ねられ、その間に中国・インド間の鴉片貿易を独占し、税厘の納入を請け負う会社を設立して脱税を防止しようとする構想⁽²⁾や、馬建忠による鴉片事情を調査するインド訪問が行われる⁽³⁾等の経過をたどり、最終的に1885年7月(光緒11.6)に駐英公使曾紀沢とイギリス首相兼外務大臣 Lord Salisbury との間で「烟台条約続増専条」(以下「続増専条」と略称)が締結され、中国に輸入されるインド鴉片に対して、1箱百斤につき関税30両と厘金80両、合計110両を海関において同時に徴収することが規定された⁽⁴⁾。この増税の実施は密輸・脱税の一層の増加が懸念されることから、これ以後、その具体的な実施に向けて、特に密輸の中心とされる香港、及びポルトガルによる不法占拠の状況に在った澳門に中国の海関を設置して、密輸の取締と税厘の徴収を実施するために、香港当局及び澳門とポルトガル政府の協力を必須としたことから、海関総稅務司 Robert Hart (赫德)を中心にして香港交渉・澳門交渉、更にリスボン交渉が重ねられ、最終的にはポルトガルとの間で1887年12月(光緒14.10)に「中葡条約」が締結され、翌年5月に批准書交換が行われることにより、中国政府の香港・澳門における輸入鴉片に対する税厘併徴の実施に対して、協力を取り付けることに成功し、実施の運びに至ったのである。小稿は「税厘併徴」の実施に至る一連の交渉過程の中で、最初の交渉である香港交渉の経緯について、明らかにしようとするものである。

二 香港交渉の前身

十余年の曲折を経て締結された「続増専条」の最大の焦点は、輸入鴉片＝洋薬に対する税厘併徴の実施と、

その額を110両と規定することであったが、従来の税厘額の関税30両と華税・厘金若干額に比べ、一部地域(広東・福建)を除いては、明らかに増額となり⁽⁵⁾、従って密輸・脱税の増加が当然懸念される。既に「烟台条約」第三端第六節には、香港海上において中国側の巡視船が「華民商船を擾累するの情事」有りとの香港官憲の訴えを前提に、

現在議定し、即ちに英国より領事官一員を選派し、中国より平等の官一員を選派し、香港より英官一員を選派して、会同查明し、定章を核議して遵辦す。総て中国の課餉において益有り、香港の地方事宜において損無きを期す⁽⁶⁾。
と規定したことを承けて、「続増専条」第九条において、

員を派し香港より中国に至る偷漏を査禁するの事は、応に即ちに速やかに派員を作すべし⁽⁷⁾。
と規定され、香港より中国への密輸・脱税取締の方策を協議するために、中国・イギリス・香港三者間の協議を即ちに行うことが盛り込まれている。これにより三者間の協議が開始されることになるが、その中で真に密輸を根絶するには、もう一つの鴉片の密輸基地とされる澳門においても、同様の取締体制を構築する必要が生じることになる。実態としてポルトガルによる不法占拠状態にある澳門問題、及びポルトガルとの国交関係を結ぶ条約の締結を巡るポルトガルとの交渉を必要となる。先ず、これ以前の香港地域における鴉片の密輸取締体制の状況も見た上で、香港との交渉を見ていくこととする。

南京条約の結果、香港がイギリスに割譲されてより、鴉片貿易が合法化されるまでの間、香港は中国への鴉片密輸の基地としての役割を果たし、植民地当局の庇護の下で、継続拡大しつつあり、恭親王奕訢は1871年2月15日(同治9.12.15)の上奏で、総稅務司ロバート・ハートの報告を次のように紹介している。

同治八年、洋薬の香港に到る者は八万八千箱の多きなり。進口し報稅せる者は、祇だ五万箱有るのみ。その三万箱の走私知るべし。粵督香港付近において卡を設け、洋薬抽厘を開辦し、備えて輪船の緝私有り、年終に計るに二万箱有奇を抽収するも、大関に赴き報稅する者は、僅かに一千一百箱のみなり⁽⁸⁾。

即ち1869年の時点で香港から3万箱の鴉片が密輸されており、両広総督は香港の周囲に厘金徴収のために厘金を設置し、2万箱余に対して徴収を行ったが、粵海関に関税を納入したのは、僅かに1100箱のみであったと伝えている。これより前の1861年6月（咸豊11.5）にハートが総理衙門に提出した清單の「洋薬一款各口情形」において、香港・広東における密輸の状況について、

香港は無税の口に係り、四面海有り、岸を離れること遠からず、粵東の水路は多岐なり。これにより各船は大小を論ぜず、均しく港（香港——筆者）に到るべし。洋薬を論ずれば物小さく価貴く、特に漏税の貨為り。惟だ香港より両広に運入する洋薬は、均しく外国船隻の装載に非ず、都て各郷村の渡船・漁船或いは私塩の船隻に係り、別に官設の巡船の保私有り、その名を指すに難からず。これらの船隻は、若し海関の巡船前住し査拿する有れば、則ち砲を開き槍を開き、査驗に遵はず、かくの如く粵海の洋薬税餉を徴収することは、甚だ難きなり⁽⁹⁾。

と記し、外国船によって香港に輸送された洋薬は、中国の民間の渡船・漁船、或いは闇塩輸送の船によって広東の各地に密輸され、更にこれを取り締まるべき当局の巡視船も、これを見逃し護衛する有様であり、海関の巡視船の取締に発砲し、抵抗する様子を伝えている。この時期の洋薬の密輸量について、ハートの報告を受けた総理衙門はその上奏の中で、

赫徳は則ち洋薬税は太だしくは重くすべからずと謂う。上海の現在の辨法は並びに起色無し。如し該税司の辨法に照らし、洋税銀三十両を徴し、華税銀十五両を徴するも、猶お恐らく走漏無きにあらざるなり。ここを以て香港に到る者は、七万箱有りと雖も、単内は祇だ六万箱有りと計算す⁽¹⁰⁾。

とあり、1万箱の密輸が為されているとしており、10年で密輸量は三倍に増加していると言える。

この密輸を防止し、課税を強化するために、両広総督瑞麟は1866年（同治5）に東莞・順徳・香山・開平の四か処で、中国の民船の輸送する洋薬について、低額の厘金の納入により内地での販売を認める事とした。しかし依然として密輸は終息しないために、1868年（同治7）に香港の周囲の佛頭門・九龍・汲水門・長洲・榕樹脚の5か処、澳門の拱北湾・関閘・石角・前山の4か処、合計9か処に厘金を設置し、密輸の取締と厘金の徴収を行うこととした。この厘金においては、毎箱16両の厘金を納入すれば、「印花を貼り、その後指定の地点に輸送すれば、その他の関税の徴収は受けない」こととなった⁽¹¹⁾。このため海関を通らず、従って関税を納入せず、16両の厘金のみを納入する鴉片が広東に入ることとなり、海関の鴉片税収に大きな影響をもたらすこととなった。このため総税務司ハートは総理衙門に要請し、総理衙門・戸部の会奏により、

広東当局の反対意見を抑えて、次のような上諭が出されるに至った。

瑞麟・崇禮に著し、赫徳の原申の各節、及び戸部等衙門のこの次の奏する所に按照し、即ちに収厘の処所において、正税を帯取せしめ、該督等自ら商辨を行え。総て巡緝認真に、厳しく偷漏を防ぐに在り、委員の蒙混に任令するを得る母く、以て従前の積弊を除け。月需の経費銀兩は、該督等より自ら覈定を行い、正税は三十両の数に按じて徴収し、仍お年終において総数を將て部に報せしむ⁽¹²⁾。

ハートの意図は、香港・澳門の周囲の要衝に税務司が管理する「公所」を設置し、徴税を行わせるというものであったが、海関勢力が対外通商港以外に拡大することへの警戒感から、その要請は受け入れられず、香港・澳門より粵海関の管理する広州以外の広東の港へ、中国船により輸入される鴉片に対する関税30両の徴収権は、両広総督・粵海関監督に委ねられた。こうして1871年6月より広東洋上の厘金は税廠として、鴉片の税厘併徴が両広総督等によって開始された⁽¹³⁾。

こうした中国側の対応に対して、香港政庁と鴉片商人は中国の地方当局の管理する常関による徴税と密輸の取締活動は、香港の自由貿易港としての特権を制約するものであり、香港の「封鎖」を図るものとして反対した⁽¹⁴⁾。ここからこの税廠の撤去問題が香港当局の主要な課題となり、その解決の機会を窺っていたのであるが、その機会がこの「烟台条約続増専条」実施のための香港交渉として訪れたのである。

三 交渉の前提

所で「続増専条」の実施に当たっては、その前段の「烟台条約」締結以前の1872年（同治11）において、1861年（咸豊11）に締結した「中徳条約」第41条に規定された10年後の見直し条項⁽¹⁵⁾を理由に、ドイツの代理公使 W. Annecke が条約改正を要求し、1876年2月（光緒2.5）にも、後任のドイツ公使 M.A.S. von Brandt が交渉の開始を要請した⁽¹⁶⁾。ドイツは直接鴉片貿易の利権に関与してはいなかったが、イギリスが「烟台条約」を批准し発効させるための条件として、中国と締結している各国の了承を必要としていることを取引材料として、中国との条約改正交渉において、ドイツの要求を認めなければ、「烟台条約」を了承しないという態度に出た。結局ドイツの要求に対して、1880年3月（光緒6.2）に「中徳統約」10条と「中徳善後章程」9条を締結し、翌年8月に批准したという経過があった⁽¹⁷⁾。今回の「続増専条」の締結に当たって、ドイツ外務省は中国の鴉片輸入に関して、ドイツとも新たな協定の締結を要求してきた。即ち駐法・徳公使許景澄が1885年9月（光緒11.8）に総理衙門に宛てた電報において、

徳外部覆す。前議の洋薬内地に入るの事、未だ洋

薬新章に定めざれば、現に遵照し難し。並びに英外部の徳に告げる函を鈔するに、英は各国の允すを俟って、方めて起辨す。各国は前議の定まるを俟って、方めて允すべし等の語あり。串通して要求するに似たり。力を竭して商辨せん⁽¹⁸⁾。

と述べ、ドイツ外務省は中国の鴉片輸入に関して、ドイツと新たな協定を結ぶことを要求しているが、その背景にイギリス外務省がドイツに送った文書において、今回の「続増専条」の発効は、各国の了承を待って実行するとし、各国はイギリスの批准を待って了承を与えようとしており、許景澄はイギリスとドイツの結託を推測し、決して従ってはならないと述べている。これに対して総理衙門は10月に曾紀沢に対して、

洋薬の事は、須く先に俄・法・徳・英と商妥し、方めて能く開辨す。宜しく告げるに、洋薬は英地の産する所、英商の販する所、英船の載せる所なるを以てし、現に擬するに、進口の時に於いて正税を完するの外に、並びに厘金八十両を収め、概て沿路の関外の税厘を免ず。英已にこの辦法を允す。貴国は洋薬を産せず、商人も亦販運する無く、船隻も亦装載する無し。而して税則はこの物を載有すれば、自ずから一体に照辨するを商允すべし云々と。希はくは即ちに俄国に照会し、その覆拠を取り、徳・法・美は許・鄭に転電して辨理せんことを⁽¹⁹⁾。

と指示しており、総理衙門も「続増専条」の実施には欧米各国の了承を必要とすると考え、先ず駐俄公使としての曾紀沢がロシアに通知する事、その際にロシアは鴉片を産出せず、鴉片貿易にも関与していないが、鴉片を中国に輸出する場合は、同様にこの規程によって処理することの了承を取り付けることを指示しており、その上でドイツ・フランス・アメリカの了承獲得のため、許景澄と駐アメリカ公使鄭藻如に電達するように伝えている。ドイツ公使は了承を与える条件として、輸入品に対する課税問題を提起していたが、1886年1月23日（光緒11.12.19）の総理衙門の許景澄宛て電報に拠れば、中国がドイツより武器の購入を決定したことを知ると、駐華ドイツ公使は非常に喜び、本国外務省に「続増専条」の了承を要請する電報を打つと述べており、即ちにドイツ外務省と会談し、了承を取り付けるように指示している⁽²⁰⁾。

こうした経過を経て「続増専条」に対する各国の了承を取り付けた後、先に送付したハートの考えについてイギリス外務省と協議し、早期に互いに香港に委員を派遣して交渉を進め、税厘併徴業務の実施に取りかかることのできるよう指示した⁽²¹⁾。これに対して曾紀沢は同日に電報を返し、未だハートの見解によりイギリス側と協議してはいないが、先に前外務次官 Sir Julian Pauncefoot（龐斯弗徳・克蕾）の考えを探った所、ハートの考えていた躉船設置の件は受け入れられず、香港の件は香港における両者の協議によ

るべきであり、先走って論ずるべきではないとの見解を得たと述べている⁽²²⁾。ここに言うハートの考えについては、この後に述べるが、当初よりイギリス政府には受け入れられなかったようである。総理衙門は1886年2月（光緒12.1）に、

洋薬の事は、約に照らし一道員を派し、港の赴かしめんことを請い、一面英使に属し領事を派し、同往商辨せしめんことを擬す⁽²³⁾。

と伝え、中国側は道台を香港に派遣することとし、イギリス公使に領事の派遣を要請したことを告げている。曾紀沢は香港に派遣する委員について、この交渉の任務は極めて重く、慎重に選択すべきことを進言している⁽²⁴⁾。そして総理衙門は曾紀沢に対して、香港交渉の中国側委員として、蘇松太道の邵友濂の派遣を決定したこと、併せてハートとの協議の内容を述べている。即ち香港に躉船を設置する件は、既に香港に通知してある事、インドより輸送する洋薬は、イギリス船及びこの新たな協定に従うことを了承した国の船による輸送を許し、従わない者の輸送を認めない事、途中の英領の港（ペナン・シンガポール等）も一律に処理する事を要請しており、ハートは既に外務次官ボンズフォートに自己の考えを書簡で伝えており、伝聞として、イギリス政府は現在審議中とのことであり、直ちにイギリス外務省と協議し、洋薬善後専章を成立させる事、否なれば、香港総督が反対の議論を提起するであろうというハートの見解を伝え、今後のイギリス外務省との間で香港交渉の大枠について交渉し、香港総督を制約させるように指示したと考えられる⁽²⁵⁾。その上で総理衙門は邵友濂と総稅務司ハートを香港交渉の委員に任命することを要請する上奏を行っている。その中で

蘇松太道の邵友濂は、業已に京に到り、旨に違ひ臣衙門に來たり、一切を商議し、並びに總稅務司赫徳と迭次会晤し、逐として講求を加え、以て周妥を期す⁽²⁶⁾。

と述べ、邵友濂は既に北京に至り、総理衙門及びハートと詳細に打合せを行ったことを報告した上で、今回の香港交渉はイギリスと「妥善の章程」を締結することにより、脱税を防止する重要な任務であると位置づけ、

査するに總稅務司赫徳は稅務を辨理すること二十余年、諸事妥協にして、あらゆる防弊の章程は、深く熟悉を為す。臣等会同して商酌するに、擬すらくは赫徳を添派し、同に香港に往き会商せしめれば、既に中外の情を聯ねるべく、亦切實の効を取るべし。如し愈允を蒙らば、臣衙門より該總稅務司に札飭し、遵照同往せしめんとす⁽²⁷⁾。

と述べ、總稅務司として20余年勤め、弊害の防止策についても詳しいハートを中国政府の委員として邵友濂と共に派遣するなら、香港における交渉をスムーズに

進め、実際的な効果を挙げ得るであろうと考え、ハートを委員とするように要請し、「議に依れ」との裁可を得た。一方曾紀沢は3月6日(2.1)の電報で、イギリスが批准書交換の前にも、条約の実行を、認めようとし、既に香港に委員を派遣した事、又ハートの見解については、駐華公使 R. O'Connor (欧格訥)より反駁させようとしている事を伝えている⁽²⁸⁾。これに対して出された上諭では、今後は香港における交渉に委ね、曾紀沢は関与しないように命じている⁽²⁹⁾。更に曾紀沢の後任の駐英公使劉瑞芬は、1886年3月22日(光緒12.2.27)に着任の報告と共に、次のように総理衙門に報じている。

劫侯(曾紀沢——筆者)云うに、洋薬条約は英外部屢ば来催す。現に已に員を派し香港に往き、査薬の事を議せんとす。即ち是れ開辦すれば、交換せざる能はざらん。応に送交するや否や、示遵を請うと⁽³⁰⁾。

即ち、曾紀沢は劉瑞芬に対して、イギリス外務省は「続増専条」の批准書交換を催促しており、現在委員を香港に派遣し、協議の早期開催を求めていることを伝え、批准書交換の前に税厘併徴業務を実施することになれば、当然交換を行わねばならないであろうとしている。

こうして「続増専条」の批准を前提に、香港における鴉片の税厘併徴業務の実施と密輸取締体制の構築に関する交渉委員として、邵友濂とハートが派遣され、香港・イギリス側の委員と交渉することとなった。

この香港における協議の様子は、ハートがロンドンの中国海関辦事処の税務司 James Duncan Campbell (金登干)に送った書簡に見ることができる。ハートは1886年5月1日(光緒12.3.28)に邵友濂と共に香港に派遣されることを伝え⁽³¹⁾、5月19日に北京を離れ、6月19日(5.18)に香港に到着し⁽³²⁾、協議に取りかかった。この鴉片問題委員会(the Opium Commission)は、イギリス国代表として天津駐在領事 Byron Brenan (璧利南)、香港側代表として陪席判事(副臬司) James Russell (勞士)と中国代表邵友濂とロバート・ハートの4名で構成された。

四 香港交渉

会議は冒頭で香港側委員ラッセルの発言で始まったという。ハートはラッセルの発言を次のように伝えている。

彼は香港は決して如何なる鴉片の委員会も必要とはしておらず、鴉片の徴税に対しても意見は無い、と表明した。如し我々の必要と彼らの利益が衝突しないならの話だが、香港はどのようにわれわれと折り合いをつけるかを考慮し、一種の中国に友好を示す行動をすることを願っている。私は本来香港の「封鎖(Blockade)」の取消を取引材料にしようとしていたが、今は却って憐れみを乞う乞食と見なされて

いる⁽³³⁾。

即ちハートの当初の目論見であった香港の「封鎖」解除を交換条件として、香港における洋薬の税厘併徴業務を共同で行うことのできることを目的としていたが、ラッセルの発言により交換条件の提出の意味を失い、中国は香港に対して税厘併徴業務への協力を一方的に要請するだけの立場であることを知らされたと言う。ハートの香港交渉による獲得目標は、「烟台条約」に規定された洋薬の税厘併徴業務の実施に伴って、予想される香港における洋薬の密輸・脱税の防止、取締業務に対する香港当局の協力を取り付けること、その代償として香港側が従来中国の民船による香港貿易を妨害し、不当に収奪するものとして、不満を感じ非難していた関卡の撤去を提示し、併せて従来粵海関(常関)によって徴収されていた一般の貿易品に対する関税・厘金の徴収も海関(洋関)において行うということであった。つまりハートの統率下の海関が洋薬に対してだけでなく、一般の貿易品に対する税厘の徴収権を掌握することであった。しかし彼は、

私の躉船計画(my hulk scheme)は、即ちに「本国からの訓令により(by instructions from home)」反駁されたと言う⁽³⁴⁾。

と述べるように、洋薬の密輸・脱税の防止措置として考えた躉船計画が、イギリス本国の指示により香港側から拒否され、ハートの青写真に狂いが生じた。ハートの言う「躉船計画」とは、『中国海関密档』の編者の注記に拠れば、

凡そ香港に輸送される一切の鴉片は、全て誓約書を提出した躉船に保管し、只だ香港の鴉片農に卸すか、或いは中国の捐税を支払った人にもみ卸すことを許す。香港当局が如しこの方法を受け入れるなら、中国海関は設置している関卡を撤去することができる⁽³⁵⁾。

としている。この「鴉片農」とは、「1858年より、香港が専門に鴉片の栽培・精製・販売に従事する特権を正式に認めた農民」であり、中国向けの密輸鴉片の独占特権を有する鴉片農を搾取し、香港の財政収入を増加させるために、香港政府は競売の方法を採用し、その独占権を最高価値を提示した商人に競売したと解説している⁽³⁶⁾。

ハートの当初の計画は拒否されたが、彼は香港側の提案に考慮する価値があると考えた。即ち、

我々は現在正に香港側の一つの方案を考慮している。この方案は主に香港の洋薬請負商人のためであり、又官側の洋薬請負会社の利益になることであるが、如し実行されれば、我々にとっても非常に有利になり得る⁽³⁷⁾。

としている。その具体的方法は後述するが、ハートは当初の方針を改め、香港側の提案に乗ろうとしていると伝えている。そしてその香港の提案を実現する前提

条件として、

この方法を施行するには、我々は必ず法を設けて澳門にも同様に実施させねばならず、又必ずポルトガルと交渉しなければならない。これは又ポルトガルの澳門における地位を承認することを意味する。交渉のために我々は必ず条約を締結しなければならない。そして如何なる条約でも、如し若干の言葉を用いてポルトガルの澳門における地位を承認しなければ、決して受け入れることはできない⁽³⁸⁾。

と述べるように、交渉の当初より、澳門においても同様の方法を実施すること、そのためにはポルトガルと交渉し、同意を取り付ける必要が有るが、その同意を取り付けるには、中国がポルトガルの澳門における地位を承認することが必要であるとしている。従って後に展開される澳門交渉は、香港交渉の当初から提起されており、ハートは香港と協調して洋薬の税厘併徴業務を円滑に実施するために、澳門のポルトガルによる占拠に対して、中国政府が承認を与えることが必要であると考えていたことが理解される。

一方邵友濂は7月7日(6.6)に、李鴻章に香港交渉の状況を伝える電報を送っているが、それに拠れば、ハートがその状況を詳細に総理衙門に報告していると述べている⁽³⁹⁾。『清季外交史料』には、同日の総理衙門より邵友濂宛の電報が収録されており、そこでは「來電・赫電、均しく進呈す」⁽⁴⁰⁾とあり、邵友濂より直接総理衙門にも報告されていたことが解る。一方李鴻章も頻繁に邵友濂より報告の電報を受け、それを総理衙門に伝えている。従って総理衙門はハート・邵友濂からの報告と、李鴻章を介した邵友濂の報告を受け取っていたことになる。邵友濂は先の李鴻章宛の7月7日の報告の中で、

港官の現擬の辨法は、実に事において益有り、惟だ澳門一体に辨理せざれば、港は必ず行わず。赫の請う所は甚だ是なり。深く総署核行せられんことを盼む⁽⁴¹⁾。

と述べて香港側の提案に賛意を示し、澳門問題についても、ハートの考えを是認し、総理衙門にその許可を求めている。これに対して総理衙門の回答は、

擬する所の港澳の各節は、照辨し即ちに赫をして澳に赴き、機を相て籌商せしめ、隨時旨を請い電達せよ⁽⁴²⁾。

と伝え、ハートが澳門に赴いて交渉することを、「隨時旨を請い」と言いつつ認め命じている。一方李鴻章は7月9日(6.8)の総理衙門宛電報で、邵友濂の電報を紹介した後に、ハートからのポルトガルと条約を締結し、澳門も香港と一律に鴉片の取締に協力させるべきであるという意見の電報を紹介し、

赫の請う所の澳門にて立約し、以て偷漏を防ぐは、自ずからは是れ正辨なり。惟だ是れ赫の彼と妥議するを准すか否か、酌裁を請う⁽⁴³⁾。

とし、基本的にハートの考えに賛成しつつ、ハートを澳門に派遣し交渉に当たらせるべきか否か、総理衙門の裁定を要請している。ハートを派遣し澳門当局と交渉させるに至る経緯については別稿に譲ることとし、ここでは香港側の提案した内容を見ることとする。

香港における洋薬の税厘併徴の実施に関して、香港側が提示した方法とは如何なるものか、ハートは李鴻章を通して総理衙門に報告したようである。先の邵友濂の電報では、ハートが詳細に総理衙門に報告したと李鴻章に伝えているが⁽⁴⁴⁾、『清季外交史料』にはハートから直接総理衙門に宛てた報告は収録されておらず、李鴻章を経由して総理衙門に報告された電報が収録されている。直接に総理衙門に宛てたハートの報告が存在するか否かは不明である。『李文忠公全集』電稿巻7、p.26b.に「寄訳署」と題した旧暦6月10日申刻発の電報が収録され、一方『清季外交史料』巻67、pp.21a-22b.には、その二日前の6月8日の日付で「直督李鴻章致総署、擬訂洋薬税辨法電」と題する電報を収録している。内容は共に以下に述べる香港側が提起した八条の章程を載せ、それに対するハートの意見を記しているが、文面の相違も多く見られる。これをどう解釈すべきか、先ず『李文忠公全集』収録の電報から見ることにする。

赫徳の來電の述べる所の各節は、均しく機密を極む。躉船を擬辨する条陳は、香港允さず。香港の擬する所の章程八款は……⁽⁴⁵⁾。

とあり、続いて八か条を挙げている。

- 一 凡そ香港に運到せる洋薬は、均しく報明すべし。
- 二 凡そ上岸・上船、或いは此より彼に移すは、均しく准單を請領すべし。
- 三 凡そ香港より上船する洋薬は、均しく中国海關に呈報すべし。
- 四 凡そ出口の洋薬は、少なきに至るも一満箱なるべく、箱面の某字某号を報明すべし。
- 五 凡そ零包零件の洋薬を查出すれば、立即に公に充て、如し官家の准照有れば、即ちに寛免を予える。
- 六 凡そ華式の船は祇だ白昼にのみ香港口を出るを准し、その槍械を持ち走私するの匪は、即ちに勦滅すべし。
- 七 中国は税務司を派し、九龍司地方に在って関を設ける。
- 八 中国は澳門と章程を定め、香港と一律にすべし⁽⁴⁶⁾。

この章程に対するハートの見解は、自己の立案した躉船の方法と同様に厳密であり、

この章に照らせば、香港は須く中国に代わって出力辨理すべく、且つ中国も亦同時に厘税を徴収すべし⁽⁴⁷⁾。

と評価し、この機会を逃すべきではないとしている。

そのためにも第八条に規定する澳門との交渉の必要性を訴えている。即ち、

第だ査するに、大西洋（ポルトガル——筆者）は澳に駐すること数百年の久しきにして、中国現に彼の処に在ってこの事を辨理せんと欲すれば、則ち或いは兵を用いて澳地を争回し、或いは銀を以て澳地を易回すべきも、且つ恐らく該国一たび中国商辨を意う有るを聞けば、則ち重価にて大国に售らんとせん。蓋し該国早くより中国と訂約せんと欲するは、特に澳門の一事の為のみならず、且つ商務の起見たり。総稅務司擬請するに、中国は大西洋国と訂約し、各国に照らし一律とし、即ち澳門地方を將て該国に永租せんことを。惟だ該国必ず澳門は悉く香港の定める所の章程に照らし、異なる無きを允准すべきのみ⁽⁴⁸⁾。

とし、澳門を中国が回収することは困難であり、ポルトガルが久しく中国と通商条約の締結を願望していることを挙げ、欧米各国との条約と同内容の通商条約とし、澳門を永久にポルトガルに租与することとすれば、ポルトガルは香港の提起した章程通りに、澳門において鴉片の密輸取締と税厘併徴への協力を認めるであろうと述べている。そのことによる中国の利点は、澳門における関税の徴収が可能となり、両国が友好関係を結ぶことができるとし、更に澳門問題に伴う二つの困難、即ち、

一は則ち洋薬を商辨するの難有り、一は則ち地方情形の難有り、若し擬する所に照らし辨理すれば、二難免れるべし⁽⁴⁹⁾。

と述べ、洋薬の処理や澳門地方の治安維持の難問が解決できるとし、自ら澳門に赴いて探りたいが如何かと尋ね、最後に、

再び最も要なる者は、澳門若し允さざれば、香港は恐らく亦允さざらん。中国に至っては、訂約の時に澳門の一節に提及せざれば、亦可ならざる無し云々⁽⁵⁰⁾。

と述べて、澳門の承諾を得なければ、香港においても実施はできない事を念押しし、ポルトガルとの通商条約締結の際に、中国側が澳門の現状に触れないなら、澳門における鴉片に対する税厘徴収の了解を取り付けることは可能であろうと結んでいる。

一方で『清季外交史料』収録の電報では、冒頭の「機密を極む」という言葉を欠き、次いで同じ内容の八条を掲げた後、中国にとっての利点を説明し、

中国の為に事を省き、香港をして代勞せしめ、並びに国課を保護し、関税厘金をして同時に収める能はしむ⁽⁵¹⁾。

と極めて具体的に述べており、又澳門の回収或いは買い戻しに関する記述は、

中国若し得回せんと欲すれば、或いは鉅款を用いて商換すべきも、辦法は艱難なり。或いは強取せん

とすれば、恐らく葡萄牙は澳門を將て法・徳・俄及び他国に交与せんとすれば、則ちその難は更に甚だし⁽⁵²⁾。

と記し、金銭による澳門の回収は多額を要し、実力による回収を行おうとすれば、ポルトガルはフランス・ドイツ・ロシア等の国に譲渡しようとするであろうから、更に困難になるとしている。更にポルトガルとの通商条約の締結に関して、

聞くに、葡人は中国と条約を定立し、以て貿易を整頓し、並びに澳門の権利を明定するを願意す。若し葡人海関の章程及び香港の擬する所の辦法を受けるを肯んずれば、則ち中国は以下の兩層を允准するを請う。一は葡国と条約を定立するに、別国の条約と異なる無し。一は澳門を將て永遠に葡萄牙に租与し、租銀を収めず⁽⁵³⁾。

と具体的条件を述べている。そして最後に、

擬すらくは、総署允准せんことを請う。事は機密に関わり、外人如し果たして問及するも、洩露すべからず。電覆を候つ云々⁽⁵⁴⁾。

と結んでいる。

この二つの史料は、内容は基本的に一致しているが、その文章は著しく異なっており、決して同一のものとは言えない。何れも李鴻章より総理衙門に宛てた電報であるが、日付も文章も異なるのは、何を意味しているのか、今は疑問として残さざるを得ない。

『清季外交史料』に拠れば、2日後の7月11日（6.10）に、李鴻章はハートの電報を取り次ぎ、次のように報告している。即ち洋薬の取引に関する「あらゆる印度及び躉船及び香港並びに中国の四様の辦法」は、イギリス・香港・澳門の了解を得なければならず、中国の密輸取締方法は、時間をかけて検討し、多額の経費を投じて持久の法としなければならぬと述べ、

赫本より願意せざるも、衙門澳門の一事を酌辨せんことを請う⁽⁵⁵⁾。

とあり、ハートの本意ではないが、総理衙門は澳門問題の解決に当たること、即ちポルトガルとの通商条約締結を進めるべきであると言う。それは香港の要望であるとも述べ、その際に、

この事は必ず条約を立てることを允すべく、条約内に最も少なくすべからざるは、必ず永租の字様を有すべし。若し然らざれば、則ち勧めるも亦益無し云々⁽⁵⁶⁾。

として、澳門の永久租与を条約に明記することが、必須の条件であるとしている。

かくして香港交渉において、ハートは香港側が提起した八条を受け入れ、その実現には澳門との交渉により、澳門も同様の方法で洋薬に対する税厘併徴と密輸取締に協力させる必要があり、そのために年来ポルトガルが要望していた欧米各国と同等の通商条約を締結すること、その中に必ず澳門をポルトガルに租与する

ことを明記する必要が有ると報告した⁽⁵⁷⁾。これを取り次いだ李鴻章も自己の意見を述べることなく、そのまま報告していることは、彼自身も賛成していることを示すものと思われる⁽⁵⁸⁾。

こうした経緯の上で、ハートはポルトガルとの条約締結に向けた下工作として、澳門を訪問することになる。澳門におけるハートの行動は、ハート自身が北京に戻った後の1886年11月22日（光緒12.10.27）に総理衙門に提出した報告に拠れば、7月21日（6.20）に香港より澳門に赴き、澳門総督 Thomaz de Roza（羅紗）と会見し、7月28日（6.27）に一旦香港に返り、邵友濂と協議し、即日澳門に戻って交渉を続け、8月24日（7.25）に交渉が終了し、ハートは広州で両広総督張之洞と会見した後、27日に香港に戻り、9月7・11日（8.10・14）に香港の件でラッセル・ブレナンと協議を行い、9月11日（8.14）に、この三者により全12条の「議定管理香港洋薬事宜」に調印し、10月16日（9.19）に香港を立ち、10月23日（9.26）に北京に戻ったという⁽⁵⁹⁾。この間にもう一人の中国側委員である邵友濂は、上海道台より江蘇按察使に昇任するという人事異動によって急遽香港を去ったため⁽⁶⁰⁾、中国側委員はハート一人であり、結局「議定管理香港洋薬事宜」は、実態として三人のイギリス人により作成・調印されたのである。ハートの澳門における交渉は、別稿で述べることとし、ここでは香港における洋薬輸入に関する税厘併徴の実施と、密輸・脱税の取締等に関して成立した協定を紹介する。

五 「議定管理香港洋薬事宜」

ハートは先の総理衙門に宛てた報告の附件（一）として、ラッセル・ブレナンとの間で調印した「議定管理香港洋薬事宜」の内容を伝えている。その冒頭において、

赫総税務司・邵道台、並びに勞副臬司・壁領事官は、各々本国の派委を奉じ、烟台條款第三条第七項暨び続約第九条の會議辦法の節略に按照し、副臬司は香港大憲を以て香港定例局をして後開の各款に照らさしむるを允許す⁽⁶¹⁾。

と述べて、邵友濂を含めた四者の協議の結果であるとしているが、最後の調印者は三人になっている。これは当然前掲のハートの李鴻章宛の報告に述べている「香港立案の章程八条」を基礎としている。繁を厭わず逐条紹介する。

- 一 洋薬は一箱を単位とし、それ以下の零細な輸出入は認めない。
- 一 香港の許可した請負会社を除き、規程に反して洋薬を密かに保管し、或いは一箱未滿の洋薬を扱ってはならない。
- 一 洋薬は香港に到着した際に、理船庁に報告し准単を受領する。若し准単が無ければ、洋薬の移

し変え・荷揚げや出港をしてはならず、請負会社に通知しなければならない。

- 一 洋薬は輸入・輸出及び棧房（保税倉庫——筆者）への保管を問わず、香港総督の通達に従い、帳簿に登録し、後の調査に備える。
 - 一 洋薬はその保管の量・減少の量について、規則を作成し、請負会社の調査に備え、理船庁に港に保管されている正確な量の掌握を可能にする。
 - 一 夜間の出港を管理する新たな章程を制定する。
- 以上の六条は後掲の条項が処理された後、始めて実施する。如し後の数条が実施されなければ、これらは実施されないと述べた上で、更に続けている。
- 一 中国は澳門と同様の方法を協議して定める。
 - 一 今後この章程が香港の税収及び貿易に障害を発生させれば、香港官憲はこの章程を廃止できる。
 - 一 総税務司は中国の九龍地方の適当な地に新関を設置し、洋薬の税単を発行し、誰に対しても、又輸送を報告した如何なる量をも問わず、全て税単を発行する。
 - 一 洋薬は毎百斤110両を越えない税厘を完納し、収税単拠を受領した後、各地に輸送することができ、如何なる税厘も再度徴収されることは無い。商人は新章に照らして、自由に洋薬を大小の荷に分けて輸送することができる。
 - 一 中国籍船の香港を往来する者は、その納入すべき税厘併徴を、澳門を往来する者に比べて増額してはならず、中国・香港を往来する中国籍船に対して、規程の輸出入の税厘併徴を実施する以外に、別に徴収してはならない。
 - 一 九龍の新関税務司は、関卡或いは巡船等による妨害等の報告が有れば、調査・処分し、香港総督も随時委員を派遣し、共同して処理する。両者の意見が合わない場合は、各々中央官に報告し、裁定する⁽⁶²⁾。

以上の如く規定した後、最後に、

総税務司自己は、並びに邵道台に代わって（邵道台は會議完畢の前に、要務有るに因って先に去る——割注）、允許するに中国この数端に照らして辨理するを允すべきを以てす⁽⁶³⁾。

と述べて、ハートが邵友濂に代わって中国政府に対して、この章程の通りに処理することを認めさせる責任を負うとしている。

六 おわりに

このようにして、香港の尖沙嘴において、中国政府所轄の九龍海関を新設し、イギリス人 F.A. Morgan（馬根）を税務司に任用して、輸入鴉片に対する税厘併徴業務と密輸脱税の取締を開始することとなった。その業務を規定した「議定管理香港洋薬事宜」は、中国側

の代表は中国海関総税務司のロバート・ハート、イギリス政府代表は天津駐在領事ブレナン、香港側の代表の陪席判事ラッセルの間で調印された。中国政府の代表であった邵友濂は人事異動により本国に戻っていたため、最終的に調印したのは先の三名のイギリス人であった。彼らの間で合意された「議定管理香港洋薬事宜」は、中国に次のような課題をもたらすこととなった。即ち洋薬に対する税厘併徴の実施によって、密輸・脱税の防止と関税・厘金の増収を可能とした。しかしその代償として、明末の1582年（万暦10）に、毎年租銀500両を香山県に納付することにより、ポルトガル人の澳門居住が認められていたが、1849年（道光29）以来、ポルトガルが租銀の納付を拒否することにより、不法占拠の状況に在った澳門の地位を正常な状態にすること、しかもそれは中国がポルトガルによる澳門管理、即ち中国のこの地に対する施政権の放棄を公式に認めることを求められる。更に従来中国大陸と香港・澳門を往復し、貿易を行う中国籍船隻に対する徴税の権限は粵海関（常関）に在り、その税収は主として両広総督の管轄下に入っていた。しかし今後は新たに設置されるロバート・ハートの管轄下の外国人税務司が管理する九龍海関（洋関）に移行し、その税収は全て中央財政に組み込まれることを認めることが求められる。この問題を巡って、これ以後中国政界において、主として中央政府・ハートと両広総督張之洞等との間で議論が展開されることとなる。これらの問題及び香港の協議を実質化させる条件としての澳門・ポルトガルとの交渉の問題については、別稿において検討することとしたい。

〔なお小稿は、平成7年度科学研究費補助金（一般研究C）研究報告書の一部を加筆補訂したものである。〕

註

- (1) 『約章成案匯覽』甲編卷2,「中英會議烟台条約三端」第三端,第三条。
- (2) 拙稿「鴉片貿易独占会社の設立構想について」(『愛知教育大学研究報告』第51輯(人文・社会科学編),2002年3月)参照。
- (3) 坂野正高「馬建忠のインド紀行,『南行記』——一八一一年,アヘン貿易漸減打診の旅——」(『東洋史研究』第80巻第4号,1980年3月),後に1986年に東京大学出版会より刊行された『中国近代化と馬建忠』に、「インド紀行,『南行記』——一八一一年,アヘン貿易漸減打診の旅——」と改題して収録されている。
- (4) 拙稿「曾紀沢の対英外交——『烟台条約続増専条』の締結を中心に」(『愛知教育大学研究報告』第53輯(人文・社会科学編),2004年3月)参照。
- (5) 羅玉東「光緒朝補救財政之方策」(原載中央研究院社会科学研究所『中国社会經濟史集刊』1971年5月,崇文書店印行の『中国社会經濟史論集』下冊所収)の籌加洋薬稅款の項に拠れば,1885年3月31日(光緒11.2.15)に,当時清仏戦争への対処で福建に差遣されていた左宗棠の奏請により,軍事費調達のために福建の厘稅額66両を20両増額し,86両とすることを認め,更に浙江・広東各省でも一律に増額することを認める上論が出され,この年5月14日(4.1)より実施された。従って「烟台条約続増専条」の締結直前に,福建省では関稅は規定の30両であったが,華稅・厘金は併せて86両になっていたことになる。一方曾紀沢より両広總督張之洞へ「烟台条約続増専条」の成立を報告した書簡の中で,「閩・粵各口の洋薬厘金は九十余両・八十余両なる者有り,この約訂して後,前に較べ転じて減収となり,未だ棘手を免れず,……」(『曾紀沢遺集』文集卷5,「倫敦再致張香濤制軍」乙酉7月初4日)とあり,必ずしも福建・広東の額が正確に示されていないが,いずれにせよ新たに規定された厘金額80両を上回っていたことは確実であると言える。
- (6) 『約章成案匯覽』甲編卷2,「中英烟台會議条約三端」,光緒2年。
- (7) 同前,「中英烟台統約十款」,光緒11年。
- (8) 『籌辦夷務始末』同治朝,卷79,p.50a.同治9年12月丙子の条。
- (9) 同前,咸豊朝,卷79,pp.40b-41a.咸豊11年5月丁巳の条。
- (10) 同前,pp.23b-24a.咸豊11年5月丁巳の条。
- (11) 陳詩啓「海関總稅務司對鴉片稅厘併徵與粵常關權力的爭奪和葡萄牙“永掙”澳門」(原載「中国社会經濟史研究」1982年第1期,後1987年に中国展望出版社より刊行された『中国近代海関史問題新探』に収録されている)参照。尚お同氏が1993年7月に人民出版社より刊行した『中国近代海関史——晚清部分』の第12章「總稅務司爭奪粵常關權力和九龍・拱北海関の設立」にも,同じ趣旨で述べている。
- (12) 『籌辦夷務始末』同治朝,卷79,p.53b.同治9年12月丙子の条。
- (13) 陳詩啓前掲論文,但し氏は1870年6月18日より開始したとしているが,前後の経緯からすれば,1871年6月18日の誤りであり,前掲書に収録する際には訂正されている。
- (14) John King Fairbank等の編集に成るロバート・ハートと中国海関ロンドン辦事處の稅務司 James Duncan Campbell(金登干)との間で交わされた書簡集である“THE I.G. IN PEKING”(以下「I.G.」と略記する)の中国語訳として,中国第二歴史档案馆と中国社会科学院近代史研究所の合編による『中国海関密档』(以下「密档」と略記)の第一巻に収録されている,1876年1月26日北京発のキャンベル宛ハートの書簡の訳文中の編者注⑤において,「香港の貿易界は怨声四起し,香港当局もこれは香港の関稅“封鎖”であると考え,激烈に反対した」と記している。
- (15) 『約章成案匯覽』甲編卷5,「中德条約四十二款」の第41条に,「日後布国暨び德意志通商稅務公会和約の各国は,若し現議の章程 条款内において,變通を行はんと欲するの処有れば,章程互換の日より起り,満十年に至りて止めと為るを俟ち,期に先んずること六箇月に,文を備えて中国に如何に酌量更改するかを照し,方めて再び議議を行うべし。若し未だ曾て期に先んじて声明せざれば,則ち章程は仍お此の次の議定に照らして辨理し,復た十年を俟ち,再び更改を行う。」と規定している。
- (16) 『清季外交史料』卷19,pp.16a-17a.「総署奏,与德国議修条約,請旨派全權大臣摺」光緒6年2月14日,にその経緯を述べている。
- (17) 『光緒東華録』光緒6年2月己未の条,及び『約章成案匯覽』甲編卷5,「中德統約十款」・「中德善後章程九款」。
- (18) 『清季外交史料』卷60,p.32a.「使法許景澄致総署,英人包辦洋薬稅,各国亦要求電」8月12日。

- (19) 同前, p. 33b. 「総署致會紀沢, 議洋菓稅事, 希照会俄国, 取其覆拋電」 8月27日。
- (20) 同前, 卷62, p. 51a. 「総署致許景澄, 洋菓事德使允照英議電」 光緒11年12月19日。
- (21) 同前, p. 58b. 「総署致會紀沢, 洋菓新約德已允, 速与英商定辦法電」 12月27日。
- (22) 同前, p. 89a. 「使英會紀沢致総署, 与英外部克蕾, 談香港洋菓稅電」 12月27日。
- (23) 同前, 卷63, p. 4a. 「総署致會紀沢, 洋菓事, 擬与英使各派員赴港商辨電」 正月初4日。
- (24) 同前, p. 5a. 「使英會紀沢致総署, 赴港議洋菓之員, 須慎摺電」 正月初5日。
- (25) 同前, pp. 19a-b. 「総署致會紀沢, 商辨洋菓善後專章電」 正月17日。
- (26) 同前, pp. 28a-b. 「総署奏, 派赫德赴港, 会商洋菓新章片」, 正月25日奉旨。
- (27) 同前。
- (28) 同前, 卷64, p. 7b. 「使英會紀沢致総署, 英緬事決用剛柔二策電, 付旨」 2月初2日奉旨。
- (29) 同前。
- (30) 同前, 卷66, p. 12a. 「使英劉瑞芬致総署, 報到英日期, 並英催洋菓條約電」, 2月27日。
- (31) 『I.G.』 Vol. 1, p. 636, Z/264, . 『密档』 4, 1425, p. 340. 北京発, 1886年5月1日。
- (32) Ibid. p. 642. Z/269, . 『密档』 4, 1442, pp. 371-372. 香港発, 1886年7月11日。
- (33) Ibid.
- (34) Ibid.
- (35) 『密档』 4, p. 373. の編者注の②。
- (36) 石楠「略論港英政府的鴉片專売政策(1844-1941)」(『近代史研究』1992年第6期) 参照。
- (37) (32)に同じ。
- (38) 同前。
- (39) 1985年に顧廷龍・葉聖廉主編で上海人民出版社より刊行された『李鴻章全集』電稿一の685頁に, 光緒12年6月初6日午刻着の「邵道由香港來電」と題する電文を収録しており, 『李文忠公全集』電稿, 卷7, p. 26a. に, 光緒12年6月初8日午刻発の「寄訳署」の電文を収録している。
- (40) 『清季外交史料』卷67, p. 20a. 「総署致邵友濂, 港澳洋菓事, 令赫德籌商電」, 6月初6日。
- (41) 『李鴻章全集』電稿一, 685頁「邵道由香港來電」, 光緒12年6月初6日。
- (42) (40)に同じ。
- (43) 同前, 卷67, p. 21a. 「直督李鴻章致総署, 拋邵友濂電, 洋菓事請与澳門立約電」 6月初8日。
- (44) 同前の電文に, 邵友濂からの電文を引用し, 「近日港議は, 赫已に総署に詳電せり」と述べている。
- (45) 『李文忠公全集』電稿, 卷7, pp. 26b-27a. 「寄訳署」, 光緒12年6月初10日申刻。
- (46) 同前, p. 27a.
- (47) 同前。
- (48) 同前, pp. 27a-b.
- (49) 同前, p. 27b.
- (50) 同前。
- (51) 『清季外交史料』卷67, p. 21b. 「直督李鴻章致総署, 拋赫德報, 擬訂洋菓稅辦法電」 6月初8日。
- (52) 同前, p. 22a.
- (53) 同前。
- (54) 同前, p. 22b.
- (55) 同前, p. 23a. 「直督李鴻章致総署, 拋赫德言, 洋菓稅事, 須先立約電」 6月初10日。
- (56) 同前。
- (57) (51)の pp. 27a-b. に拠る。
- (58) 同前の電報は, ハートからの電文を紹介するのみで, 李鴻章自身の見解は一切述べていないものである。
- (59) 中国近代經濟史資料叢刊編輯委員会編, 帝國主義与中国海関, 第六編, 『中国海関与中葡里斯本草約』(1959年科学出版社刊, 以下『草約』と略称)の p. 3. 「編者附録: 1886年10月27日赫德申呈總理衙門, 京字第1794号」に拠る。
- (60) 『李文忠公全集』電稿, 卷7, pp. 28b-29a. 「寄香港交江海関邵道」 光緒12年6月19日辰刻に, 總理衙門からの18日の電報で, 「旨を奉じ, 李鴻章の電奏已に悉せり。港議既に未だ甚だしくは定まらず, 各口は著して暫く開辨を緩にし, 並びに邵友濂に電知し, 先に回任を行はしめよ。これを欽め。」との上諭の頒發を伝え, ハートの澳門における調査の後の対策は, 上海において協議すべきであろうと述べており, 邵友濂この後間もなく香港を去ったものと思われる。
- (61) 『草約』, pp. 7-9. 付件 (一)。
- (62) 同前, p. 9.
- (63) 同前, pp. 9-10.

(平成18年9月11日受理)

